

# としま税政連

第10号

Toshima Zeiseiren  
平成25年10月15日



## 目次

税政連をご紹介します(会長 根里泰夫) .....	2	小林こうき税理士後援会開催 .....	7
豊島税理士政治連盟の活動 .....	3~5	税制改正に関する要望(平成25年7月)	
幹事長就任のご挨拶(幹事長 高島久之) .....	5	東京税理士政治連盟 .....	8~11
小池ゆり子後援会定期総会開催 .....	6	都政に関する要望事項(平成25年7月)	
江端貴子後援会定期総会開催 .....	7	東京税理士政治連盟 .....	12



# 税政連をご紹介します

会長 根里泰夫

## 【はじめに】

みなさんこんにちは。豊島税理士政治連盟会長の根里です。

本年6月の定期総会におきまして会長に選任されました。日頃から税理士政治連盟（税政連）活動にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

税政連は、税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため必要な政治活動を行うことを目的としています。税政連について以下にご紹介させていただきますので、一層のご理解ご支援賜りますようお願いいたします。

## 【税政連はなぜ必要か】

税理士会は、与えられている建議権に基づいて税制改正要望等を毎年行っております。これを実現させるためには政党や国会議員に改正要望の内容などを説明する必要がありますが、税理士会は法律によって政治活動が制限されています。そこで、強制加入団体である税理士会とは別に任意団体である税政連を設けて、税理士会の要望を国会議員等に説明し、その実現に努めているところです。国民にとって民主的な租税制度・税理士制度実現のために、この両者が必要なのです。このため、両者は車の両輪にたとえられています。

## 【税理士後援会は必要か】

現在、当連盟区域内に「小池ゆりこ税理士後援会」「江端貴子税理士後援会」「小林興起税理士後援会」の3後援会が結成されています。税政連は、後援会を組織し、税政連の活動に理解のある議員等の政治活動を支援するとともに、日頃の接触を通じて国会関係の情報を得、税理士会の要望実現のための働きかけを効果的に行います。これまでも、これら後援会を通じて働きかけをし、税理士会の要望実現にご理解ご協力をいただきました。

## 【どんな活動をしているのか】

税政連は、税理士業界の問題に限らず税務の専門家として中小企業・一般納税者の立場を踏まえた国民的な視点から主張しています。具体的な活動テーマは、税制改正、納税者の権利利益の保護（税務行政における適正手続の確立など）、企業法制の整備、司法制度改革、規制改革への対応、税理士に期待される公益的業務への参画、国民のための税理士制度の確立など多方面にわたっており、これまで多くの実現実績があります。今後は、資格の相互承認（TPP問題）も重要なテーマになると思われます。

## 【どの政党を支持しているのか】

税政連は、一党一派に偏しない、いわゆる「税理士党」の立場を貫いており、特定の思想、信条を支持するための団体ではありません。税理士と納税者の権利利益を守るために設立されており、思想信条の自由は保障されるべきものですので特定の政党を支持することはありません。

## 【組織率強化に向けて】

現在、税政連は十分な組織率を確保できていません。充実した活動を行うためには組織率の強化が必要です。国会議員等への説明において、組織力の弱い団体の発言力は低くならざるを得ません。税理士会の要望実現のためにはさらなる組織率の強化が必要です。豊島支部の会員の皆様には、税政連の趣旨をご理解いただき、当連盟にご加入いただきますようお願い申し上げます。

## 【終わりに】

豊島税政連は、見える税政連、便利な税政連を目指します。具体的には、ホームページを開設して常時活動情報などを発信し、機関紙を発行して活動状況を報告します。さらに、会員を対象とした研修会（国会議員との意見交換など）の実施、会費自動引き落としの拡充などを通じて会員の利便性向上に努めます。これからも、会員の皆様とともに国民のための税制改正等に取り組んでまいります。

# 豊島税理士政治連盟の活動



## I. 総会に関する事項

- 1.平成24年6月8日 第35回定期総会を開催下記議案を承認可決  
 於 ホテル・メトロポリタン  
 記  
 審議事項  
 第1号議案 平成23年度運動経過報告承認の件  
 第2号議案 平成23年度収支決算書承認の件  
 第3号議案 平成24年度運動方針承認の件  
 第4号議案 平成24年度収支予算書承認の件

の対応の件

- (5) 江端貴子税理士後援会への対応の件  
 (6) その他

於 支部会議室

- 3.平成24年10月11日 (1) 第35回定期総会議事録承認の件  
 (2) 平成24年度会費収納状況の再確認と入会勧奨活動結果の件  
 (3) 会報発行の件  
 (4) 東京税理士政治連盟等への対応の件  
 (5) 会費の自動収納システム導入への対応の件

於 支部会議室

## II. 幹事会に関する事項

- 1.平成24年5月14日 (1) 定期総会の開催について  
 (2) 定期総会提出議案の審議  
 於 支部会議室

- 4.平成25年3月26日 (1) 東京都議会議員選挙の候補者推薦に関する件  
 (2) 第36回定期総会議案のうち平成24年度運動経過報告に関する件  
 (3) 幹事会開催の件  
 (4) 東京都選挙管理委員会への届出の件  
 (5) 東京税理士政治連盟等への対応の件  
 (6) その他

於 支部会議室

## III. 常任幹事会に関する事項

- 1.平成24年7月2日 (1) 東京税理士政治連盟への対応に関する件  
 (2) 役員人事の件  
 (3) 当面の行事等スケジュールと対応に関する件  
 (4) 東京都選挙管理委員会への対応の件  
 (5) 会報（通算第10号）発行の件  
 (6) その他  
 於 支部会議室

### 2.平成24年9月13日

- (1) 第35回定期総会議事録承認の件  
 (2) 平成24年度会費収納状況の再確認と入会勧奨活動結果の件  
 (3) 会報発行の件  
 (4) 東京税理士政治連盟等へ

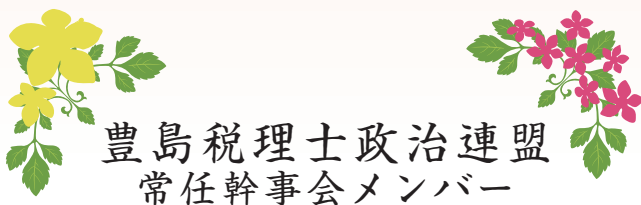
## IV. 国会議員後援会等に関する事項

- 1.平成24年6月7日 「小林こうき税理士後援会」の第16回定期総会に出席  
 2.平成24年6月25日 「小池ゆりこY'sフォーラム経営研究会」に出席  
 3.平成24年7月11日 政経懇話会開催「小林興起君と語る政経懇話会」に出席  
 4.平成24年8月1日 「小池ゆりこ議員と豊島総支部暑気払いin東武ビアガーデン」に出席

- 5.平成24年8月28日 「小池ゆりこさんの議員在職20年を祝う会」に出席
- 6.平成24年8月29日 「小林興起出版記念会」に出席
- 7.平成24年9月10日 「えばた貴子国政報告会in豊島」に出席
- 8.平成24年9月18日 「小池ゆりこ自民党豊島総支部臨時朝食会」に出席
- 9.平成24年9月26日 「江端貴子税理士後援会」の国政報告と懇親会に出席
- 10.平成24年11月1日 小池ゆりこ講演会「グリーン&グリーン～エネルギー安全保障～」に出席
- 11.平成24年11月28日 「小池ゆりこ臨時朝食会」に出席
- 12.平成24年11月29日 小池ゆりこ候補者に豊島税政連より推薦状を手交
- 13.平成24年11月29日 江端貴子候補者に豊島税政連より推薦状を手交
- 14.平成24年11月29日 「江端貴子と未来を考える集い」に出席
- 15.平成24年12月19日 「小池ゆりこ断髪式」に出席
- 16.平成24年12月29日 「小池ゆりこY'sゴルフコンペ忘年会」に出席
- 17.平成25年1月17日 小池ゆりこ自民党広報本部長に税理士法改正要望書を提出
- 18.平成25年1月22日 小林興起「城北経済人の集い」に出席
- 19.平成25年2月1日 「江端貴子税理士後援会」の第3回定期総会に出席
- 20.平成25年2月4日 「小池ゆりこ税理士後援会」の第5回定期総会に出席
- 21.平成25年3月4日 江端貴子前議員による確定申告相談会場視察活動に協力
- 22.平成25年3月4日 小池ゆりこ議員による確定申告相談会場視察活動に協力
- 23.平成25年3月14日 自由民主党豊島総支部「2013春の集い」に出席
- 24.平成25年3月27日 民主党東京都第10区総支部懇親会に出席

#### V.東京税理士政治連盟に関する事項

- 1.平成24年4月12日 単位税政連会長・幹事長会議に出席  
於 東京税理士会館
- 2.平成24年4月25日 「平成25年度税制改正に関する要望」についてのアンケート調査に対して回答書提出
- 3.平成24年8月20日 単位税政連会長・幹事長会議に出席  
於 東京税理士会館
- 4.平成24年9月14日 第46回定期大会に出席  
於 京王プラザホテル
- 5.平成24年11月13日 民主党との朝食懇談会に出席  
於 衆議院第一議員会館
- 6.平成24年11月28日 単位税政連会長及び幹事長合同選対会議に出席  
於 日本青年館
- 7.平成24年12月17日 平成24年度ブロック別単位税政連会議に出席  
於 衆議院議員会館
- 8.平成24年12月27日 本会の証票交付式での入会勧誘活動に参加。  
同日、単位税政連意見交換会に出席  
於 東京税理士会館



### 豊島税理士政治連盟 常任幹事会メンバー

会 長	根里 泰夫
副 会 長	石井 啓子
同	田中 正人
同	中川 貞枝
同	渡邊 利
同	中西 堅二
幹 事 長	高畠 久之
副幹事長	三輪 治男
同	寺澤 司
同	真瀬 明夫
同	武田 雅雄
同	山本 孜
同	友澤幸太郎

- 9.平成25年1月28日 自由民主党との朝食懇談会  
に出席  
於 自由民主党本部
- 10.平成25年2月4日 東京税理士会・東京税政連  
「合同セミナー」に参加  
テーマ「平成25年度税制改  
正大綱の行方」  
於 東京税理士会館

VI.財務及び届出に関する事項

- 1.平成24年5月21日 平成23年4月1日～平成24年  
3月31日の会計監査を実施
- 2.平成24年10月16日 平成24年4月1日～平成24年  
9月30日の会計監査を実施
- 3.平成25年3月27日 政治資金収支報告書（平成  
24年1月1日～平成24年12月  
31日）を東京都選挙管理委  
員会に提出

VII.その他の事項

- 1.平成24年5月28日 東京税政連発行「税理士の

- ためのポケットブック  
2012」を役員に配付
- 2.平成24年10月24日 支部新転入会員会務説明会  
で当連盟会務の説明
- 3.平成24年11月5日 豊島区議会自由民主党の予  
算要望ヒアリングで要望提  
出
- 4.平成24年11月5日 豊島区議会自治みらいの予  
算要望ヒアリングで要望提  
出
- 5.平成24年11月5日 豊島区議会みんなの党無所  
属刷新の予算要望ヒアリン  
グで要望提出
- 6.平成24年11月6日 豊島区議会公明党の予算要  
望ヒアリングで要望提出
- 7.平成25年3月18日 自由民主党東京都支部連合  
会「東京政経フォーラム」  
に出席
- 8.平成25年3月25日 東京税政連発行「税理士の  
ためのポケットブック  
2013」を役員に配付



# 幹事長就任のご挨拶

## 幹事長 高島 久之



会員の皆様には、日頃会務にご協力を賜りありがとうございます。

平成25年6月7日開催の第36回定期総会で根里泰夫会員が新会長に選任されました。その席上で会長から幹事長に指名され、前幹事長の木下盛弘会員から引継ぎを受けました新幹事長の高島久之と申します。会長を補佐して貢献できますように頑張っていくと思っております。

さて、巷では5年4ヶ月ぶりに日経平均株価が15,000円台を回復したり、円相場も1ドル100円程になり日本経済も明るい兆しが出たように感じられますが、良い事ばかりではなく物価上昇と消費税増税が景気に水を差すかもしれません。しかし、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定という朗報は、日本国民に誘致委員会等のチームワークの大切さを教えて頂き再び日本経済回復の起爆剤になる事と思っております。

最後に豊島税政連は、役員一同チームワークで会員の協力を得ながら地域に密着した税政連活動

を主に日税政・東税政より情報を収集して、会員にお伝えしたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

年会費はこうして使われます

豊島税政連の年会費は8,400円で、そのうちの5,500円を東税政に拠出しています。そして、東税政はそのうち1,500円を日税政に拠出しています。

このように、会費のすべてが豊島税政連で使われるわけではなく、東税政や日税政の機関紙の発行、各種活動費用として使われています。

会員の皆様の更なるご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

# 小池ゆりこ税理士後援会

**会長 中西 堅二**

小池ゆりこ税理士後援会は、去る25年2月4日、ホテルメトロポリタンに於いて第5回定期総会を開催しました。24年度運動経過報告及び収支報告、そして25年度運動方針等が全会一致で承認され税理士政治連盟と連携しながら一致団結し、小池代議士の活動を支援していくことを誓いました。

小池ゆりこ代議士は、昨年末の衆議院選挙において、圧倒的な勝利をおさめ、自民党の広報本部長としてその手腕を発揮されております。

ところで、昨年末に政権交代が行われたものの、我が国は、依然として、社会保障・政治・経済・外交等の将来にわたる内外の難しい問題に直面しており、将来の我が国のかたちを見据えて、英知を結集して対応する必要があります。

このことは、私たち税理士業務の関連においても同様であり、国民の目線に立って簡素公平な税制改正を実現する

とともに、納税者から信頼される納税環境の整備が必要であり、速やかに税理士法を改正することに全力を挙げて取り組まなければなりません。

そこで、25年1月17日、自民党広報室に小池ゆりこ議員を訪問し、税理士法改正に向けた陳情を行いました。

今後も当後援会は、小池代議士から税政連の社会的提言、活動に対して最大限の支援を頂けるよう、後援活動を積極的に展開してまいります。



## 各税理士後援会 会長・幹事長一覧

### 小池ゆりこ税理士後援会

<b>会長 中西 堅二</b>	<b>幹事長 山元 俊一</b>
-----------------	------------------

### 江端貴子税理士後援会

<b>会長 玉川 良一</b>	<b>幹事長 財津 康弘</b>
-----------------	------------------

### 小林興起税理士後援会

<b>会長 石原 佑浩</b>	<b>幹事長 根岸 進</b>
-----------------	-----------------

# 江端貴子税理士後援会

会長 玉川 良一

江端貴子税理士後援会（会長玉川良一）は、東京税理士政治連盟、豊島税理士政治連盟の指導を受け、発足してから3年が経過しました。江端先生は昨年12月の衆議院選挙において、1年生議員としては高い評価を受けて民主党から立候補しましたが、政治に対する国民の希望と民主党の力不足から当選することができませんでした。民主党

にとって厳しい結果となりましたが、江端先生は政治活動を続ける決意をされました。

当後援会は様々な活動を行っています。平成25年2月1日には第3回定期総会を開催し、平成24年度運動経過報告および収支報告、そして平成25年運動方針および収支予算等の議案が承認され、さらなる活発な活動を目指し、江端先生の政治活動を支援する決議がされました。

当後援会は次の衆議院選挙に向けて、支援活動を続けてまいります。そして、江端先生には税理士政治連盟の提言や活動を理解いただき、税理士を取り巻く諸問題に向けて、存分に活躍していただけるよう江端先生の政治活動を後援していきます。



# 小林こうき税理士後援会

会長 石原 佑浩

設立以来第16回目の定時総会を迎えた当後援会も、ご存知のとおり大変苦難な時期に直面しておる現況です。過去に財務副大臣、衆議院安全保障委員長、同法務委員長を歴任した豊富な政治的知見、各界に亘る幅広い人脈、五期に亘る衆議院議員で得た本来の政治家としての責任、又独立自尊の精神に基づく日本的保守を自認する小林興起さんは、これからも日本にとって貴重な存在であることは言を俟たない処であります。

ただ今は新党「つばさ日本」を立党宣言され、志ざした当初の気持に立ち帰り国政復帰に向けて努力されておる処であります。当後援会もこれを静かに見守り、政治家の本質を勉強する絶好の機会ととらえ「小林興起後援会」「晋興会」「城北地域振興研究会」共催の毎月定例の昼食勉強会に出席して居る処であります。

最近の勉強会は、次のようなものです。

- 25. 7.2 (火) 日本をとりまく国際情勢、景気の見通し 日高義樹氏
- 8.22 (木) 真実の国防論 田母神俊雄氏
- 9.12 (木) 素晴らしき日本…今こそ日本の底力を見せるとき 呉 善花氏



# 税制改正に関する要望

平成25年7月 東京税理士政治連盟

## はじめに

本要望書は、当連盟の従来からの基本的な考え方を踏襲しながら、傘下48単位税理士政治連盟の意見を集約しつつ、東京税理士会の建議権を基本とした「平成26年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」（以下「意見書」という。）に掲げられた項目を実現するために、作成されたものである。したがって、要望項目の多くは、意見書に掲げられた項目であり、強く実現を求めているべきものである。

税理士法第1条に税理士の使命が規定されている。「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあり、税理士は法律に従って業務を行う。であるならば、税務に関する専門家としての見識により、納税者のための民主的な租税制度の確立のために尽力すべきである。～後略

## I 個別税法改正項目

1. 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること。（所法）（継続要望）

▼土地建物等の譲渡所得については、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分の上、分離課税を適用しているが、所得金額が少ない階層には一層割高となることから課税方法を分離課税から総合課税に移行すべきである。

▼また、損益通算及び繰越制度は、生活に通常必要でない資産の譲渡による損失以外の損失は給与所得、事業所得など他の所得との損益通算が認められており、租税法の基本である担税力に応じた課税を行うという原則を実現するための制度である。バブル崩壊後、不動産の譲渡による損失が多くの納税者に生じており、このような現状を考えると、不動産の譲渡損失と他の所得との損益通算をすることにより、土地の流動化を促進し、課税の公平を図ることが国民生活の向上にとって必要

な政策である。

▼不動産所得に係る損益通算の特例は、過度な節税への対策として設けられたものである。しかし、土地等の借入金利子の負担により、資金が流出して課税所得が減少していることから、損益通算を制限することは所得のないところに課税することになる。

平成10年度改正によって、法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されていることから、これとの整合性を保つためにもこの制度は早急に廃止すべきである。

2. 役員給与の損金不算入規定を見直すこと。（法34）（継続）

▼平成18年度税制改正において、法人税法上、支給される役員給与が事前の定めによるものか否かにより、損金算入の是非を判断し恣意性を排除することとなった。しかし、法人税法第34条（役員給与の損金不算入）の規定が、損金算入される役員給与を限定列挙するという手法を用いているために、法が予定していない役員給与については、それがたとえ事前の定めによるものであり、恣意性がないものであったとしても損金不算入となるという不合理が生じている。条文構成の見直しを求める。

▼役員給与の本質は職務執行の対価であることから、会社自治を尊重し、恣意性のないものについては当然に損金算入されなければならない。

また、法人が役員給与を減額改定する場合の取扱い、会社法により多様化した支給形態に対し、法人の予測可能性を確保すべく明定化することが必要である。

3. 消費税関係

(1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。（新規）

※選択届出制は、課税期間開始前までに適用（不適用）の可否を予測して届出る制度となっている「課税事業者選択（不適用）届出」や「簡易課税制度選択（不適用）届出」の2年間継続適用の規定。

① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること。(消法)(新規)

▼現行の納税義務免除の制度は、免税事業者と課税事業者とで価格設定のあり方が異なるとの前提にたち、課税期間開始前の基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定している。しかしながら、この制度では、課税期間の課税売上高が多額となった場合でも納税義務が生じない場合や、課税期間の課税売上高が少額となった場合でも納税義務が免除とならない場合があり、小規模事業者への配慮という制度趣旨にそぐわない事象が散見されている。

▼また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めることは困難である。届出書の事前提出を行わず、本来受けられるべき消費税の還付を受けられていない事例は少なくない。

▼こうした弊害を解消するためには、現行の納税義務免除の制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこととし、その上で、小規模事業者に配慮した新たな制度を創設することが必要である。具体的には、課税期間の課税売上高が一定金額以下の場合には申告・納付を不要とする制度(「申告不要制度」)、もしくは、課税期間の納付すべき消費税額より一定金額を基礎税額として控除し、納付すべき税額が基礎税額以下の場合には申告・納付を不要とする制度(「基礎控除税額制度」)を創設すべきである。

② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。(消法37、同37の2)(新規)

▼消費税法37条の2(災害等があった場合の中小企業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の届出に関する特例)では、災害等に伴う不意な設備投資に備え、期首にさかのぼって簡易課税制度の適用を受けることをやめることが認められていることから、小規模事業者の実情に鑑み、課税売上高に対して一定割合以上の課税仕入が生じた事業年度(年分)については、期首にさかのぼって簡易課税制度の不適用が認められるべきである。

(2) 消費税額の適正な価格転嫁を担保する措置を

講ずること。(消法)(継続)

▼消費税率が引き上げられる場合、中小企業者が消費税増税分に関して、取引価額に転嫁できない場合には、増税分の利益が減額する(いわゆる「損税」)。取引の相手が優越的な地位に基づき、仕入代金の減額、買い叩き、購入強制などを行ったときは、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法等の法令に違反することを周知し、また、消費税適正転嫁特措法を遵守し中小企業者が消費税増税分を取引価格に適正に転嫁できるよう、関係行政機関への相談・研修・広報による公正性を期待する。

(3) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること。(消法30)(新規)

▼仕入れ税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務づけていることから、事業者の事務負担が過重になっている。請求書等により仕入税額控除要件が確認できるのであれば、重複して帳簿に記載しない場合でも取引の検証は十分に可能であるから、帳簿への記載を簡略化すべきである。

(4) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること。(新規)

▼平成24年8月22日に公布された消費税法の一部改正により、中間申告義務のない事業者であっても、選択による6月中間申告納付ができることとなった(改消法42⑧~⑩)。

この制度は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効であると思われる。

そこで、この制度を更に拡充し、中間申告義務の有無にかかわらず、1月中間申告や3月中間申告についても選択することができるようにすべきである。

4.一括償却資産の損金算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。

(継続)

▼現在、減価償却資産は、度重なる改正により、10万円以上、20万円未満、30万円未満の取得価額によりそれぞれ損金算入限度額が選択できる一方、その結果として事業者の事務処理上の混乱を招くこととなっている。

▼このような繁雑性を防ぎ、減価償却計算に関する事業者の事務処理の負担を軽減するために、一括償却資産の損金算入限度額を廃止するとともに、少額減価償却資産の取得価額の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げるべきである。

## 5.報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。(新規)

▼復興財源確保法によると、復興財源の1つとして復興特別所得税(以下、「付加税」という。)が課されることが決定しており、所得税の納税者はその納付義務を負うことになるため、源泉徴収を行う場合にも付加税を考慮した税率で行う必要がある。

具体的には、(1)給与等に係る源泉所得税、(2)利子・配当等に係る源泉所得税、(3)報酬等に係る源泉所得税のケースがあるが、(1)の給与所得者の大半については年末調整制度があり、(2)の利子・配当所得については、一定のケースを除いては申告不要であるのに対し、(3)の報酬については、ほとんどの受給者が確定申告によって精算するという大きな違いがある。

▼そもそも、報酬等を支払う際に源泉徴収を行うのは、国が税金を徴収する事務の効率化及び便宜性を考慮したものであることから、10%(又は20%)という分かりやすい税率にしているところ、付加税を考慮した10.21%にした場合には、支払者に多大な事務負担が課される結果となる。

特に実務上は、源泉徴収後の手取額から支給総額を逆算する方式が採られることも少なからずあることからすると、事務処理はかなり煩雑になるとともに、計算上のミスが生じやすくなることも容易に想定できる。

▼確かに、受給者が申告不要のケースもあるが、そのほとんどの者が確定申告により付加税の負担を含めて精算する実情に加え、多大な事務負担の増加による労働力のロス等を総合的に考えた場合、いたずらに杓子定規な取扱いをするよりも、企業や事業者の事務処理の簡便化を優先すべきことから、報酬に係る源泉所得税については、付加税を適用しないなど、簡素化を図るべきである。

▼また、法人事業者における利子・配当等に係る源泉所得税に付加された復興所得税については、法人税の申告の際に、法人税額と相殺できるような手当も行う必要がある。

## 6.金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。(相法38①、41①、相令12①、相令17①、相基通38-2、相基通41-1)(新規)

▼平成18年度税制改正では、金銭又は延納による納付困難要件を判定する際には、相続財産だけでなく、納税者の固有の財産もその判定の対象とされることとなった。

しかし、相続税は、所得金額を課税標準とする

所得税及び法人税とは異なり、取得した相続財産そのものを評価し、課税価格とする財産税の性質を有するため、その納付方法として「延納」及び「物納」が金銭納付の例外として認められている。

▼財産税である相続税は、本来課税対象となった相続財産そのもので納付を完結すべきであり、金銭又は延納による納付困難要件の判定においても、相続財産でその判定を行うべきであると考えられる。そこで、金銭又は延納による納付困難要件の判定から、納税者固有の財産を除外すべきである。

## 7.非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、雇用維持要件に関する事項の見直しを図ること。(措法70の7④二他)(新規)

▼5年間の平均従業員数が当初の8割を下回った場合に納税猶予の全額が期限確定するのではなく、下回った割合に応じた納税猶予税額のみが期限が確定する制度とすべきである。

▼非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度においては、納税猶予適用後5年間の平均従業員数が当初の8割を維持できなければ納税猶予税額の全額の期限が確定することとされている。

▼昨今の厳しい経済情勢の下、中小企業の経営の見通しは甚だ不透明であることから、一括納付というリスクを恐れるあまり真に制度の対象とすべき中小企業においてもその活用が躊躇されている。また、当該雇用維持要件へ固執するあまり経営改善の手段が制限され、不要不急の人件費を抱え続けることによる財務体質の圧迫という本末転倒の事態も想定される。

▼さらに、製造業等にあっては生産技術向上による生産ラインのオートメーション化により効率化を図ることは競争力の強化のために不可欠の取組みであるところ、当該雇用維持要件はこれらの企業努力に水を差す結果となることも想定される。

## II 納税環境整備に関する項目

### 1.税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。(共通・継続・一部修正)

▼過年度における税制改正では納税者に十分な周知がないままに、唐突な法改正が相次いだ。税制調査会等における会議資料及び議事録を公開し、大綱の閣議決定後の法案作成作業も含めて税制改正過程の透明化を図るべきである。この透明性を確保するシステムが、ひいては国民の国政に対する信頼性を確保する有効な手立てとなることから

も、今後の一層の充実を望むものである。

▼また、行政立法手続である税務における政省令及び通達の制定改廃についても意見照会のシステムが必要である。

## 2. 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。（継続）

▼平成23年度税制改正において、国税通則法改正案のうち、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にするための第1条の改正及び納税者権利憲章の策定が見送られたことは、これらの改正を長年要望してきた当連盟としては、誠に遺憾である。

▼平成24年度税制改正大綱でも述べられているように、「平成23年度税制改正法附則第106条の趣旨を踏まえ、納税者の権利利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、」早急に国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、あわせて納税者権利憲章を制定すべきである。

▼なお、国税通則法の目的規定を改正し、税務行政において納税者の権利利益の保護を図る趣旨を明確にすることについて、行政手続法の目的規定と平仄をとるためには、行政運営における透明性の向上を図る趣旨も明確にすべきである。

▼また、納税者権利憲章には「国民の行った手続は、誠実に行われたものとしてこれを尊重すること。」の文言を入れるべきである。憲章を行政文書とするのであれば、その作成過程においてパブリックコメントを実施する等、国民（納税者）の十分な参加と監視が不可欠である。

▼さらに、これらの改正とあわせて国税通則法の題名を改正後の法律の内容をよく表すものとなるよう変更するべきである。

## 3. 社会保障と税制の一体改革については、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行っていくこと。共通番号制度については第三者機関（特定個人情報保護委員会）によりセキュリティ・チェックを厳格に行い、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。（継続・一部修正）

▼わが国では、雇用・医療・年金等それぞれがばらばらに制度設計され、その結果、税制や社会保障制度を通じて効率的な再配分が行われず、所得の再配分機能が低下しており、それ故に社会保障・税一体改革が必要となってくる。厳しい財政

状況のもとで税制が社会保障の一部を補完していく手法として、給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行い、国民生活を保障していく必要がある。

▼給付付き税額控除の導入のためには番号制の利用が必要となるが、どのような取引（情報）を対象とすれば不正受給が減り、税収が増えるかは慎重に検討すべきである。

また、対象範囲や対象金額を検討するうえで、法定調書の範囲については、中小事業者の事務負担が過度にならないように考慮すべきことも忘れてはならない。更にプライバシー保護をはじめ国民の不安を払拭するには、第三者機関（特定個人情報保護委員会）を機能させることが重要であり、厳格な運用が適切に図れるよう整備すること。

## 4. 国税不服審判所を、より公正な審議を行うことができる機関とすること。（継続要望）

▼国税不服審判所は、現在、納税者の権利救済の役割を十分に果たしていない。国税不服審判所長は、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて任命し、その他の職員も税務行政庁の職員が多数を占めており、その独立性が保たれているとはいえない。よって、国税不服審判所を、より客観的で公正な審議を行うことができる第三者性を高めるため、以下のような改正を行うべきである。

- ① 異議申立前置主義・不服申立前置主義の廃止
- ② 不服申立期間の延長
- ③ 国税不服審判所の第三者性の確立
- ④ 審査請求における対審的構造の導入
- ⑤ 審理の対象を原処分理由に限る
- ⑥ 証拠書類の閲覧・謄写・印刷を認める
- ⑦ 裁決をすべて公表する

## Ⅲ 国及び地方公共団体の会計制度改革

財政再建の議論を行うためには、我が国の真の財政状況を把握する必要がある。しかし、現在、国が公表している財務書類では適正な財政状態の把握は困難である。増税や歳出削減に対する国民の理解を得るためには、複式簿記に基づく発生主義会計の導入により、財務諸表の信頼性と検証可能性を高めるべきである。

# 都政に関する要望

平成25年7月 東京税理士政治連盟



## I 都政全般に関する事項

### 1. 適正な財政支出と行政改革について

東京都は財政運営及び財政構造改革に向けた方針を明らかにしているが、実質的かつ効率的な都民本位の地方行政を実現するために、適正な財政支出と徹底した行政改革を実施していただきたい。

また、東京都は日常の会計処理に複式簿記・発生主義会計を平成18年4月から導入しているが、予算編成においても、合理的で無駄のない財務会計システムの効率化を図られたい。

これらの実施により、より一層の「財政の健全化・透明化」を進めていただきたい。

### 2. 中小企業を支援するための施策について

平成26年度においても関係予算の一層の拡充を図り、中小企業を支援するための施策をさらに積極的に推進していただきたい。

具体的には、中小企業制度融資の拡充を行うとともに、中小企業の経営改善を支援するための施策（公共事業の発注方法の適正化、創業・転業支援、経営情報サービスなど）並びに構造改革が進む中で中小企業の経営及び雇用に関するセーフティネットの更なる整備・充実を図るための施策を積極的に推進していただきたい。

### 3. 税理士の積極的な活用について

① 東京都が主催、共催で実施している税務に関する相談会等の担当税理士は、ひきつづき東京税理士会の推薦する会員としていただきたい。

② 東京都の各種委員会・審議会、その他各種のプロジェクト・チーム等で委員等を選任される場合には、税の専門家である税理士を積極的に登用していただきたく、今後も関係方面への周知方をお願いしたい。

③ 平成9年の地方自治法改正により、都道府県、政令指定都市、中核市に対して、公認会計士、税理士、弁護士などによる外部監査制度が義務づけられた。一方、特別区、政令指定都市及び中核都市を除く市、町村については、条例によって外部監査を導入することができることとなっている。まだ条例を制定していない自治体は早急に条例を制定されたい。

税理士会においては、外部監査制度に関す

る研修を実施しており、自治体が外部監査を受けるにあたっては、該当研修を修了した税理士を活用されたい。

また、東京都が今後設立する地方独立行政法人の監事についても、納税者の代理人として活躍する都内約2万人の税理士の中から監事を選任、登用をお願いしたい。（平成16年4月1日から施行された「地方独立行政法人法」には、地方独立行政法人の「監事」の適任者として「税理士」が明記されている。）

## II 事業税・住民税に関する事項

1. 法人の事業税、都道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。
2. 法人事業税の外形標準課税の廃止を要望し、対象法人の拡大に反対する。
3. 個人事業税に関する事業主控除額を引き上げること。
4. 個人住民税の均等割及び所得割の非課税の基準と所得税の基礎控除を統一すること。
5. 公的年金所得者の申告に関する取り扱いを国税と地方税とで統一すること。

## III 固定資産税に関する事項

1. 減価償却制度の改正に合わせて、固定資産税においても同様に償却を行なって償却資産の課税標準額を算定すること。
2. 固定資産税の免税点を基礎控除額とし、その金額を引き上げること。また30万円未満の少額資産を課税対象から除外すること。
3. 土地、家屋の評価方法について見直しをすること。
4. 固定資産の納税通知書に、共有物件の場合は共有者ごとに、複数の資産を有する者については、資産ごとの課税標準額を明示して通知すること。
5. 償却資産に係る固定資産税の申告制度については、効率化の観点より見直しをすること。

## IV 不動産取得税

不動産取得税の課税要件を見直しすること。

## V 賦課決定等の通知の時期に関する事項

不動産取得税の賦課決定について